

解体工事業に関する経過措置について

1 解体工事業について

平成28年6月1日から、従来の「とび・土工工事業」から分離する形で建設業の許可業種に「解体工事業」が追加されました。同日以降は、500万円以上の解体工事を請け負う場合は原則として解体工事業の許可が必要となりました。

2 経過措置について

(1) 許可に関する経過措置

平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の許可を有している場合、平成31年5月31日までの間に限り、当該とび・土工工事業の許可（経過措置期間中に更新した場合を含む）をもって解体工事を請け負うことが可能です。

(2) 技術者に関する経過措置

平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の専任技術者の要件を満たす者は、平成33年3月31日までの間に限り、解体工事業の専任技術者の要件を満たすとみなされるため、その資格をもって解体工事の許可を取得することが可能です。

とび・土工の技術者資格（主なもの）

	有資格コード	有資格コード （経過措置）	資格区分
技術検定	11	1A	1級建設機械施工技士
	12	1B	2級建設機械施工技士
	13	1C	1級土木施工管理技士
	14	1D	2級土木施工管理技士（土木）
	16	1E	2級土木施工管理技士（薬液注入）
	20	2A	1級建築施工管理技士
	22	2B	2級建築施工管理技士（躯体）
技能検定 ※1	57	5B	とび・とび工
	64	6B	型枠施工
	66	6C	ウェルポイント施工
	73	7A	コンクリート圧送施工

解体の技術者資格（主なもの）

		有資格コード	資格区分
技術検定 ※2		13	1級土木施工管理技士
		14	2級土木施工管理技士（土木）
		20	1級建築施工管理技士
		21	2級建築施工管理技士（建築）
		22	2級建築施工管理技士（躯体）
技能検定 ※1		57	とび・とび工
その他		60	登録解体工事試験（解体工事施工技士）

※1 2級については合格後3年以上の実務経験が必要

※2 平成27年度までの合格者については、合格後解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習（全国解体工事業団体連合会または全国建設研修センターが実施）の受講が必要

↓ H33.3.31までに解体の技術者資格を取得
することが必要